

は じ め に

近年、児童虐待に関する相談対応件数は依然として高い水準で推移しており、こどもや家庭をめぐる問題は複雑かつ多様化しています。問題の深刻化を未然に防ぐためには、児童虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、きめ細かな援助と支援が不可欠です。

平成 28 年の児童福祉法等改正法により、「全ての児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること」が明確化され、また、特別区においても児童相談所を設置することが可能になりました。

こうした状況を踏まえ、本区では、令和 7 年 4 月に児童相談所を開設しました。

児童相談所では、児童虐待をはじめとするこどもに関する様々な相談に対し、児童福祉司や児童心理司、保健師、医師、弁護士、一時保護所職員等の様々な専門職が連携し、対応に当たっています。さらに、高度で緊急性の高い相談援助業務に的確に対応できるよう、専門性の高い人材の確保と育成に注力しています。

また、こども家庭支援センターとともに、区の児童相談所として関係機関、地域住民等と連携し、こどもの最善の利益を優先した相談援助活動を実施しています。

加えて、里親家庭への支援と社会的養護の一層の推進を図るため、里親家庭に対する相談支援や各種研修を実施するとともに、里親制度の普及啓発に資する説明会や体験発表会を開催しています。

その他、こどもの意見聴取等の仕組みの整備や一時保護開始時の司法審査の導入等、児童福祉法等の改正を踏まえ、こどもの権利擁護の推進に向けた取組を進めています。

この事業概要は、文京区児童相談所の事業の取組や各種実績等をまとめたものです。児童相談所の活動についてご理解いただく一助として、ご活用いただければ幸いです。

令和 8 年 8 月

文京区児童相談所
所長 栗山 仁